

第 37 期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

連結計算書類「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」

計算書類「株主資本等変動計算書、個別注記表」

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)



東京エレクトロン デバイス株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(アドレス <https://www.teldevice.co.jp>) に掲載することにより、株主の
皆様に提供しております。

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

（業務の適正を確保するための体制）

[内部統制システムの基本方針]

- ・ 取締役は、「内部統制に関する取締役行動指針」に基づき、公正かつ適切な経営の実現を図るとともに、内部統制に関して従業員への周知徹底を行う。
- ・ 市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。不当要求に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図る。
- ・ 「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性向上」、「法令遵守」、「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。
- ・ 社長は、内部統制担当取締役ならびに取締役会の下に設置するコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会からの提言を考慮し、内部統制システムの整備を推進する。

内部統制の体制整備のために以下のとおり取り組む。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、行動の基準・規範を示した「内部統制に関する取締役行動指針」を遵守し、法令遵守は当然との認識のもと、高い倫理観をもって公正かつ適切な経営を実践し、社内組織において率先垂範する。
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を含む非業務執行取締役の招聘を推進する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査基準に基づいた監査役監査を受け、社会的信頼性に応える良質な企業統治体制を確立していく。

(2) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

① 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書の管理基準及び管理体制に則り、法令及び社内規則に基づき作成、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理を経営の重要課題の一つと認識し、リスク管理委員会を設置する。
- b. リスク管理委員会は、リスク方針及びリスク管理規程に基づき、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定してそのモニタリングを行うとともに取締役会に状況報告を行う。
- c. リスク管理規程に基づいて抽出されるリスク（リスク管理委員会で扱うものは除く）については、担当する執行役員が具体的な対応方針及び対策を策定、実行し、継続的に改善を行うとともに、重要度の高いものは執行役員会議に報告する。

③ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 執行役員制度により経営と業務執行を分離し、取締役会は経営理念を踏まえた経営の基本方針および重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- b. 取締役会は、経営目標を明確化するため、経営計画を決定する。各部門の執行役員は、経営計画達成のための戦略を策定、遂行する。
- c. 経営計画進捗状況は、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において管理を行い、取締役会は、経営計画進捗状況の報告を受ける。
- d. 適正かつ効率的な職務執行体制の確保のため、決裁権限等各種規程の見直しを随時実施する。
- e. 経営の意思決定等を効率的に行うとともに審議の活性化を図るため、取締役会は原則として2箇月に1回以上開催し、その他必要に応じて適宜開催する。

④ 当社使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 従業員は、行動の基準・規範を示した倫理方針及びコンプライアンス規程を遵守する。
- b. コンプライアンス委員会は、教育・啓蒙を含むコンプライアンス体制や情報セキュリティ体制をモニタリングするとともに取締役会にそれらの体制の整備および運営の状況を報告する。
- c. 社内及び会社が指定する第三者機関を受付窓口とした通報制度による内部・外部からの情報を通じ、また、社内における事故・不祥事対応フローに則り、事態の早期把握・未然防止に努める。通報者に対しては、希望した場合には匿名性を保証し、不利益とならないことを確保する。
- d. 内部監査によるコンプライアンスへの適合性の確認・徹底を図る。

- (3) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
- ① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. 子会社の取締役等が事業計画に基づき業務を遂行した結果については、関係会社管理規程に則り当社主管部署に報告させる。また、業務執行上の重要事項は決裁基準に基づき当社の決裁もしくは報告を求める。
 - b. 子会社の取締役等を当社執行役員が兼任することでモニタリングを行い、必要に応じて各子会社の状況は当社取締役会において報告される。
 - ② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社を含めたリスクマネジメントに関する規程としてリスク管理規程を定める。また、各種規程に基づき当社の主管部署に対して子会社から定期的な報告が行われるほか、主管部署は必要に応じて臨時報告を得る。
 - ③ 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における取締役会等を通じ、各社における事業状況の報告が行われ、子会社の取締役等は必要に応じて当社の関連部署および担当執行役員と協議・報告を行う。
 - ④ 当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社を含む企業集団を対象とした倫理方針を策定し、コンプライアンス委員会を中心として企業倫理の遵守のための施策を講じる。また、コンプライアンス規程に基づき、事業活動における法令等の遵守について継続的な実践を図る。
 - ⑤ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
主管部署が中心となって全般的な統制のモニタリングを行い、企業集団内における各種規程等の遵守をはじめとした内部統制システムの徹底を図る。
- (4) 監査役監査が実効的に行われるための体制
- a. 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとり、また、重要な稟議書や報告書を随時閲覧可能な体制とする。
 - b. 取締役は会社に重大な損害を及ぼす恐れがある事実や不正行為等を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
 - c. 監査役の求めに応じて、取締役及び従業員は速やかに業務執行状況を報告するとともに、内部通報制度を通じて、従業員は直接、監査役に通報することが可能な体制とする。
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。
 - ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の事前の同意を得る。
 - ③ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は監査役スタッフとの連携体制が実効的に運用されるよう、取締役または取締役会に体制の整備を要請する。

④ 当社監査役への報告に関する体制

a. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

監査役監査基準に基づき監査役は取締役及び使用人に対して事業の報告を求め、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。

b. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社及び子会社から成る企業集団におけるコンプライアンス経営を実践するため、監査役を窓口とする内部通報制度を設ける。

⑤ 前記④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社は、報告者が報告等を行ったことを理由として解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことをコンプライアンス規程において定め、また、報告者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じる。

⑥ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行上必要と認める費用については監査計画に基づき予め予算化するとともに、緊急または臨時に支出した費用については会社に対して事後償還の請求ができる旨を監査役監査基準で定める。

⑦ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査室と緊密な連携を保つとともに、取締役の許可を得ることなく、必要に応じて監査室を監査役スタッフとして活用する。

b. 代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。

c. 監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士・弁護士等の外部専門家を活用する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- （1） 2021年4月1日から2022年3月31日までの間に取締役会を10回開催^{（注）}し、法令及び定款に定められた事項や各種規程・方針に基づく重要事項に加え、東京証券取引所の新市場区分の選択意向及び同取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」への対応を決定したほか、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。なお、取締役9名中3名が独立社外取締役であり、取締役会の意思決定に対する客観性と妥当性を確保しております。
 - （2） 取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会を4回開催し、法令遵守・コンプライアンス違反リスクに関する全社的な議論により抽出した問題点に対する対応状況を確認したほか、日本取引所自主規制法人が策定した「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」に基づく対応状況について確認を行いました。加えて、子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス体制等について確認・検討を行うとともに、情報セキュリティに関するモニタリング等に取り組みました。なお、同委員会の活動については取締役会において報告を行いました。
 - （3） 取締役会の諮問機関であるリスク管理委員会を4回開催し、定年再雇用嘱託者のモチベーション低下に伴い生産性や組織力が低下するリスクに対する検討や、執行役員会議で対応するリスク項目のモニタリング等に取り組みました。なお、同委員会の活動については取締役会において報告を行いました。
 - （4） 監督と執行の分離を図るため設けている執行役員制度に基づき、執行役員会議を毎月開催しており、日常の全般的業務執行方針及び計画を立案し、決定・実行しております。また、前述のリスク管理委員会にて執行役員会議で対応するものとして選別された中長期的なリスクについては、担当執行役員が具体的な対応策を策定・実行し、継続的な改善を図るとともに重要な事項については執行役員会議において報告を行いました。
 - （5） 子会社の状況等については当社の取締役会や執行役員会議において報告されており、特に連結決算に直接影響を与える業績等については当社の取締役会において四半期毎に詳細な説明が行われました。その他各社における業務執行上の重要事項については決裁基準に基づき親会社（当社）による決裁や子会社からの報告が適宜行われました。
 - （6） 監査役会では監査方針及び監査計画等を定め、それらに基づき各監査役は取締役会をはじめとする重要会議への出席、代表取締役やその他の経営陣に対するインタビュー、内部監査部門や子会社の取締役及び監査役等との情報交換等を通じ、業務及び財産の状況の監査等、重要決裁書類の内容確認等を行いました。これらの活動を踏まえて2021年4月1日から2022年3月31日までの間に監査役会を7回開催し、取締役の職務の執行状況や法令等の遵守状況等に関し、報告・協議を行いました。
- （注） このほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議が1回ありました。

連結株主資本等変動計算書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,495	5,652	21,332	△ 785	28,694
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 169		△ 169
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,495	5,652	21,162	△ 785	28,524
当期変動額					
剰余金の配当			△1,984		△1,984
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,085		5,085
自己株式の取得				△1,268	△1,268
自己株式の処分				106	106
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	3,100	△1,162	1,938
当期末残高	2,495	5,652	24,262	△1,162	30,463

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	73	△ 225	186	235	270	687	29,652
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 169
会計方針の変更を反映した 当期首残高	73	△ 225	186	235	270	687	29,482
当期変動額							
剰余金の配当							△1,984
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,085
自己株式の取得							△1,268
自己株式の処分							106
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 19	70	399	△ 231	219	378	597
当期変動額合計	△ 19	70	399	△ 231	219	378	2,535
当期末残高	54	△ 155	586	4	489	1,065	32,018

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7 社

連結子会社の名称

株式会社ファースト

東京エレクトロン デバイス長崎株式会社

TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED

TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1 社

持分法を適用した関連会社の名称

Fidus Systems Inc.

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社である Fidus Systems Inc. の決算日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. (12 月 31 日) 及び TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED (12 月 31 日) を除き、連結決算日と一致しております。なお、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎とし、また、TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED については、同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③棚卸資産

原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(a) 商品・・・・・・・・移動平均法

(b) 製品、仕掛品・・個別法又は移動平均法

(c) 原材料・・・・・・・・総平均法又は移動平均法

(d) 貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法又は移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～47年
---------	-------

機械及び装置	2～8年
--------	------

工具、器具及び備品	2～20年
-----------	-------

②無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

技術資産	15年
------	-----

顧客関係資産	15年
--------	-----

自社利用のソフトウェア	5年以内（社内見込利用期間）
-------------	----------------

市場販売目的のソフトウェア	3年以内（見込販売期間）
---------------	--------------

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

④株式報酬引当金

役員報酬 BIP 信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

⑤信託終了損失引当金

役員報酬 BIP 信託の終了に伴う損失に備えるため、信託における残余株式の譲渡損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から償却しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4 年)による定額法により償却しております。

③小規模企業等における簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①半導体及び電子デバイス事業

半導体・ボード製品等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②コンピュータシステム関連事業

ストレージ・ネットワーク機器等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、当該製品の販売に伴い別途提供する保守・監視等のサービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約又は一定期間の契約に基づき履行義務を識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合はサービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の契約の場合は履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(a)ヘッジ手段：先物為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

(b)ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

③ヘッジ方針

通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。また、一部の借入に対して金利スワップを利用することにより、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来は主に顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 保守サービス付き製品販売に係る収益認識

顧客からの注文書上、保守サービスと製品販売が一体である取引の一部について、従来は製品出荷時に収益を認識しておりましたが、製品部分は出荷時、保守サービス部分はサービス提供期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

(3) 据付を要する製品に係る収益認識

顧客との契約の中で当社が据付の義務を負う製品の一部について、従来は据付完了時に収益を認識しておりましたが、製品部分は出荷時、役務部分は据付完了時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「商品及び製品」の一部は、当連結会計年度より「前払費用」に含めて表示することとしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、主な影響として商品及び製品が 1,816 百万円減少し、前払費用が 3,210 百万円増加し、前受金が 1,583 百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が 5,859 百万円減少し、売上原価が 5,666 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ 192 百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は 169 百万円減少しております。

1 株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

連結貸借対照表

- （1）前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「原材料」（前連結会計年度 849 百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度は独立掲記しております。
- （2）前連結会計年度において、独立掲記しておりました固定資産の「技術資産」（当連結会計年度 14 百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「無形固定資産」に含めて表示しております。
- （3）前連結会計年度において、独立掲記しておりました固定資産の「顧客関係資産」（当連結会計年度 9 百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「無形固定資産」に含めて表示しております。

連結損益計算書

- （1）前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」（前連結会計年度 2 百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度は独立掲記しております。
- （2）前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「業務受託料」（当連結会計年度 11 百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。
- （3）前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「助成金収入」（当連結会計年度 0 百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。
- （4）前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「支払利息」（当連結会計年度 79 百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

(重要な会計上の見積り)

半導体及び電子デバイス事業における商品の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した当社の半導体及び電子デバイス事業における商品の金額 20,327 百万円
- (2) その他の情報

当連結会計年度において、商品及び製品 25,937 百万円が計上されており、このうち当社の半導体及び電子デバイス事業の商品は 20,327 百万円計上されております。

商品の評価について、仕入日から 1 年未満又は購入内示書を入手している商品は、過去の実績状況から販売可能性が高く廃棄可能性は低いと判断しております。一方、仕入日から 1 年以上経過している商品のうち購入内示書が未入手のものについては、仕入先への返品可能性や今後の販売可能性等を考慮した上で、個別に簿価の切り下げを実施しております。

また、上記個別に簿価切り下げを実施した以外の 1 年以上滞留かつ購入内示書未入手の商品については、仕入先への返品制度のある商品は過去の平均廃棄実績率を基礎とした簿価切り下げを実施し、その他の商品は標準的なライフサイクルである 5 年間での均等償却により簿価の切り下げを行っております。

このように、長期滞留商品のうち販売可能性が低下したものは個別に簿価の切り下げを実施し、それ以外のものは時間の経過とともに機械的に簿価を切り下げる等により販売可能性が低下するリスクに備えておりますが、半導体及び電子デバイス事業は技術革新や半導体市況の影響等を大きく受けるため、個別に簿価の切り下げが必要となる金額の見積りには不確実性が伴います。

(追加情報)

1. 役員報酬 BIP 信託に係る取引について

当社は、取締役の継続的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、年次業績連動株式報酬制度（以下、「年次業績連動」という。）として「役員報酬 BIP 信託」を導入しておりますが、これに加えて当連結会計年度より、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、中期業績連動株式報酬制度（以下、「中期業績連動」という。）を同一の信託契約により導入しております。

(1) 取引の概要

当社が設定した役員報酬 BIP 信託が当社株式を取得し、予め定める株式交付規程に基づき、業績達成度に応じて取締役に当社株式を交付いたします。取締役が株式の交付を受けるのは、年次業績連動は取締役退任時、中期業績連動は 2022 年 3 月期から 2025 年 3 月期までの対象期間終了後となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、919 百万円及び 270,038 株であります。

2. 株式付与 ESOP 信託に係る取引について

当社は、当社及び連結子会社の幹部社員（以下、「対象社員等」という。）を対象として、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、当連結会計年度より「株式付与 ESOP 信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号 平成 27 年 3 月 26 日改正）を適用しております。

(1) 取引の概要

当社が設定した株式付与 ESOP 信託が当社株式を取得し、予め定める株式交付規程に基づき、業績達成度に応じて対象社員等に当社株式を交付いたします。対象社員等が株式の交付を受けるのは、原則として 2022 年 3 月期から 2025 年 3 月期までの対象期間終了後となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、560 百万円及び 101,900 株であります。

3. 信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）に係る取引について

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」（以下、「E-Ship 信託」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が設定した E-Ship 信託が当社株式を取得し、信託の設定後 5 年間にわたり持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、467 百万円及び 175,100 株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 260 百万円

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,348 百万円

2. 偶発債務

債権流動化に伴う買戻義務限度額 1,143 百万円

3. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「(収益認識に関する注記)3. (1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県大和市	—	のれん	373
		技術資産	598
		顧客関係資産	379
合計			1, 351

資産のグルーピングは、主に報告セグメントを基準としております。なお、のれんについては、のれんを含む会社単位の区分に基づき行っております。

当社の連結子会社である株式会社ファースト（以下、ファースト社という。）の株式取得時に超過収益力として、のれん、技術資産、顧客関係資産（以下、のれん等という。）を計上しております。

当社によるファースト社の連結子会社化後、株式取得当初には想定できなかった新型コロナウイルス感染拡大及びその長期化による事業活動の制限に加え、昨今の半導体・電子部品等の資材調達の難航等の外部環境の悪化もあり、株式取得時点の事業計画と実績に大幅な乖離が生じております。新型コロナウイルス感染症について収束時期等を正確に予想することは困難な状況にありますが、今後はこの影響が徐々に緩和していくとの仮定のもと、新規受注の獲得を含む販売数量の増加を主因とする売上の増加を見込んでおります。一方で、これまでの業績推移及び現状における資材調達の難航等の厳しい状況に鑑み、今後の事業計画を慎重に見直した結果、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、のれん等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,351百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、のれん等の回収可能価額は、ファースト社の事業計画に基づいた使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを12.4%で割り引いて算定しております。

2. 信託終了損失引当金繰入額

当社は、年次業績連動株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を2015年3月に導入し、2021年3月期までの業績を対象としたポイント付与が終了いたしました。当該信託における残余株式は信託期間終了時に当社へ無償で譲渡されることとなっており、信託終了に伴う損失に備えるため、当連結会計年度の特別損失として112百万円を計上しております。

3. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	10,445,500株	—	—	10,445,500株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	357,754 株	229,421 株	39,800 株	547,375 株

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式 142,538 株及び E-Ship 信託が保有する自社の株式 214,900 株が含まれております。

2. 普通株式の増加は、役員報酬 BIP 信託による自社の株式の取得 127,500 株及び株式付与 ESOP 信託による自社の株式の取得 101,900 株並びに単元未満株式の買取りによる増加 21 株であります。

3. 普通株式の減少 39,800 株は、E-Ship 信託による自社の株式の売却であります。

4. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式 270,038 株、株式付与 ESOP 信託が保有する自社の株式 101,900 株及び E-Ship 信託が保有する自社の株式 175,100 株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 18 日 取締役会	普通株式	887	85.00	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 2 日
2021 年 10 月 28 日 取締役会	普通株式	1,096	105.00	2021 年 9 月 30 日	2021 年 12 月 1 日
計		1,984			

(注) 1. 2021 年 5 月 18 日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式に対する配当金 12 百万円及び E-Ship 信託が保有する自社の株式に対する配当金 18 百万円が含まれております。

2. 2021 年 10 月 28 日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式に対する配当金 28 百万円、株式付与 ESOP 信託が保有する自社の株式に対する配当金 10 百万円及び E-Ship 信託が保有する自社の株式に対する配当金 20 百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 17 日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	1,044	100.00	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 1 日

(注) 2022 年 5 月 17 日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式に対する配当金 27 百万円、株式付与 ESOP 信託が保有する自社の株式に対する配当金 10 百万円及び E-Ship 信託が保有する自社の株式に対する配当金 17 百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び売掛債権流動化による方針であります。また、デリバティブ取引については、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用限度規程に従い、当社グループ各社の取引先ごとの与信枠の管理を行っております。また、当社グループ各社は月次にて債権期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価等の状況を定期的に把握しております。非上場株式については市場価格がなく時価を把握することが極めて困難ですが、定期的に当該株式の発行会社より情報を入手し、財務状況等の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の使途は主に運転資金であります。このうち一部の借入の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等) 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社が月次にて資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

後述の「(その他の注記) 2. デリバティブ取引に関する注記」に記載されているデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（（注）をご参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	108	108	—
長期借入金			
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(14,804)	(14,774)	△29
リース債務			
(1年内返済予定のリース債務を含む)	(155)	(154)	△1
デリバティブ取引計(*2)	(1,001)	(1,001)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、()で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式	18

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価： レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	108	—	—	108
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(1, 050)	—	(1, 050)
金利関連	—	48	—	48

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金(1 年内返済予定の長期借入金を含む)	—	(14, 774)	—	(14, 774)
リース債務(1 年内返済予定のリース債務を含む)	—	(154)	—	(154)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は期末の先物相場に基づき算定しており、金利スワップ取引の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、いずれもレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 3,127 円 16 銭

(注)1. (会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は30円82銭減少しております。

(注)2.1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	32,018 百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち非支配株主持分)	1,065 百万円 (1,065 百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	30,953 百万円

1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数

9,898,125 株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬 BIP 信託、株式付与 ESOP 信託及び E-Ship 信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

547,038 株

1 株当たり当期純利益 510 円 73 銭

(注)1. (会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり当期純利益は13円58銭減少しております。

(注)2.1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	5,085 百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,085 百万円
普通株式の期中平均株式数	9,956,407 株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬 BIP 信託、株式付与 ESOP 信託及び E-Ship 信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

488,763 株

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

報告セグメント			
	半導体及び 電子デバイス事業	コンピュータ システム関連事業	合計
半導体・ボード製品等	156,446	—	156,446
ストレージ・ネットワーク機器等	—	14,157	14,157
保守・監視サービス	—	9,303	9,303
顧客との契約から生じる収益	156,446	23,460	179,907
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	156,446	23,460	179,907

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

契約資産は、据付を要する製品販売において顧客の検収前に収益を認識している製品販売に係る未請求債権であり、据付完了時に売上債権へ振替えられます。契約負債は主に、保守サービス契約における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	347
売掛金	46,821
契約資産	49
電子記録債権	3,231
契約負債	
前受金	14,477

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は 5,159 百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1 年以内	4,242
1 年超	10,893
合計	15,135

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付に係る負債	2,510 百万円
賞与引当金	519 百万円
棚卸資産評価損	336 百万円
経費否認額	185 百万円
資産除去債務	115 百万円
その他	540 百万円

繰延税金資産小計 4,207 百万円

評価性引当額 △89 百万円

繰延税金資産合計 4,117 百万円

繰延税金負債

企業結合により識別された無形資産	7 百万円
海外子会社留保利益金	101 百万円
その他	135 百万円

繰延税金負債合計 244 百万円

繰延税金資産の純額 3,873 百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%

税額控除 △1.0%

住民税均等割 0.4%

評価性引当額 △0.4%

海外子会社の税率差 △1.7%

海外子会社留保利益金 0.2%

持分法による投資損益 0.1%

のれん償却額 0.2%

減損損失 1.4%

その他 0.2%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 30.6%

2. デリバティブ取引に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額	契約額のうち 1 年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	16,289	—	△1,046	△1,046
	買建				
	米ドル	10,536	—	290	290
合計		26,826	—	△755	△755

(注)時価の算定方法

期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額	契約額のうち 1 年超	時価
原則的処理 方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	12,507	—	△289
	買建				
	米ドル	買掛金	9,208	—	△4
合計			21,716	—	△294

(注)時価の算定方法

期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額	契約額のうち 1 年超	時価
原則的処理 方法	金利スワップ取引				
	支払固定・	借入金	1,223	1,223	48
	受取変動				
合計			1,223	1,223	48

(注)時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,495	5,645	200	14,500	3,262	△ 785	25,318
会計方針の変更による 累積的影響額					△ 169		△ 169
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,495	5,645	200	14,500	3,092	△ 785	25,148
当期変動額							
剰余金の配当					△1,984		△1,984
当期純利益					3,185		3,185
自己株式の取得						△1,268	△1,268
自己株式の処分						106	106
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,200	△1,162	38
当期末残高	2,495	5,645	200	14,500	4,293	△1,947	25,186

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	73	△ 198	△ 124	25,193
会計方針の変更による 累積的影響額				△ 169
会計方針の変更を反映した 当期首残高	73	△ 198	△ 124	25,023
当期変動額				
剰余金の配当				△1,984
当期純利益				3,185
自己株式の取得				△1,268
自己株式の処分				106
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 19	△ 5	△ 25	△ 25
当期変動額合計	△ 19	△ 5	△ 25	13
当期末残高	54	△ 204	△ 149	25,037

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

①商品・・・・・・・・移動平均法

②製品、仕掛品・・・個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～45年

構築物 2～29年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年以内)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(3年以内)に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

(4) 株式報酬引当金

役員報酬 BIP 信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から償却しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4 年)による定額法により償却しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 信託終了損失引当金

役員報酬 BIP 信託の終了に伴う損失に備えるため、信託における残余株式の譲渡損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 半導体及び電子デバイス事業

半導体・ボード製品等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) コンピュータシステム関連事業

ストレージ・ネットワーク機器等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、当該製品の販売に伴い別途提供する保守・監視等のサービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約又は一定期間の契約に基づき履行義務を識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合はサービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の契約の場合は履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：先物為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点につきましては、「連結注記表(会計方針の変更に関する注記) 1. 収益認識に関する会計基準等の適用」と同一であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「商品及び製品」の一部は、当事業年度より「前払費用」に含めて表示することとしました。この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、主な影響として商品及び製品が 2,078 百万円減少し、前払費用が 3,210 百万円増加し、前受金が 1,583 百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高が 5,765 百万円減少し、売上原価が 5,577 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ 187 百万円減少しております。当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は 169 百万円減少しております。

1 株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

- (1) 前事業年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「業務受託料」(当事業年度 16 百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
- (2) 前事業年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「支払利息」(当事業年度 39 百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- (3) 前事業年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「売上債権売却損」(当事業年度 14 百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- (4) 前事業年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「支払保証料」(当事業年度 19 百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(重要な会計上の見積り)

半導体及び電子デバイス事業における商品の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した半導体及び電子デバイス事業における商品の金額

20,327 百万円

- (2) その他の情報

当事業年度において、商品及び製品 21,356 百万円が計上されており、このうち半導体及び電子デバイス事業の商品は 20,327 百万円計上されております。

会計上の見積りの内容につきましては、「連結注記表（重要な会計上の見積り）半導体及び電子デバイス事業における商品の評価」と同一であります。

(追加情報)

1. 役員報酬 BIP 信託に係る取引について

当社は、取締役の継続的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、年次業績連動株式報酬制度として「役員報酬 BIP 信託」を導入しておりますが、これに加えて当事業年度より、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、中期業績連動株式報酬制度を同一の信託契約により導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」をご参照ください。

2. 株式付与 ESOP 信託に係る取引について

当社は、当社及び連結子会社の幹部社員を対象として、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、当事業年度より「株式付与 ESOP 信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号 平成 27 年 3 月 26 日改正）を適用しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」をご参照ください。

3. 信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）に係る取引について

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」（以下、「E-Ship 信託」という。）を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」をご参照ください。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,648 百万円

2. 偶発債務

- (1) 保証債務

関係会社の借入債務に対する保証 1,835 百万円

- (2) 債権流動化に伴う買戻義務限度額 1,143 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 5,900 百万円

短期金銭債務 206 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 16,753 百万円

仕入高 902 百万円

販売費及び一般管理費 231 百万円

営業取引以外の取引による取引高 190 百万円

2. 信託終了損失引当金繰入額

当社は、年次業績連動株式報酬制度として「役員報酬 BIP 信託」を 2015 年 3 月に導入し、2021 年 3 月期までの業績を対象としたポイント付与が終了いたしました。当該信託における残余株式は信託期間終了時に当社へ無償で譲渡されることとなっており、信託終了に伴う損失に備えるため、当事業年度の特別損失として 112 百万円を計上しております。

3. 関係会社株式評価損

当社の連結子会社である株式会社ファーストの株式に対して減損処理を行ったものであり、当事業年度の特別損失として 1,175 百万円を計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	357,754 株	229,421 株	39,800 株	547,375 株

(注) 1. 当事業年度期首の自己株式数には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式 142,538 株及び E-Ship 信託が保有する自社の株式 214,900 株が含まれております。

2. 普通株式の増加は、役員報酬 BIP 信託による自社の株式の取得 127,500 株及び株式付与 ESOP 信託による自社の株式の取得 101,900 株並びに単元未満株式の買取りによる増加 21 株であります。

3. 普通株式の減少 39,800 株は、E-Ship 信託による自社の株式の売却であります。

4. 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬 BIP 信託が保有する自社の株式 270,038 株、株式付与 ESOP 信託が保有する自社の株式 101,900 株及び E-Ship 信託が保有する自社の株式 175,100 株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,395 百万円
賞与引当金	481 百万円
関係会社株式評価損	395 百万円
棚卸資産評価損	286 百万円
経費否認額	178 百万円
その他	454 百万円
繰延税金資産小計	4,192 百万円
評価性引当額	△422 百万円
繰延税金資産合計	3,770 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	89 百万円
その他	44 百万円
繰延税金負債合計	133 百万円
繰延税金資産の純額	3,636 百万円

(注) 前事業年度末と比較して評価性引当額が 358 百万円増加しております。これは主に、関係会社株式評価損に係る評価性引当額 359 百万円を設定したことによるものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.7%
税額控除	△1.0%
住民税均等割	0.6%
評価性引当額	7.0%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関係内容	
						役員の兼任等	事業上の関係
子会社	(株)ファースト	神奈川県 大和市	100 百万円	画像処理装置の開発・製造・販売等	所有 直接 100.0%	あり	資金の貸付
子会社	東京エレクトロン デバイス 長崎(株)	長崎県 諫早市	134 百万円	電子機器の開発・製造・販売等	所有 直接 74.9%	あり	資金の借入
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	中国 (香港)	5,165 千 HK\$	半導体製品等の販売	所有 直接 100.0%	あり	商品の販売 借入債務に対する 債務保証
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	250 千 SG\$	半導体製品等の販売	所有 間接 100.0%	あり	商品の販売

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ファースト	資金の貸付	3,600	短期貸付金	300
子会社	東京エレクトロン デバイス 長崎(株)	資金の借入	1,800	短期借入金	—
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	商品の販売 債務保証	9,744 1,835	売掛金	2,656 —
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	商品の販売	3,593	売掛金	2,052

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 商品の販売については、市場価格等を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。

3. TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD. に対し、借入債務に対する保証を行っております。

なお、保証料は受領しておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 2,529 円 47 銭

(注)1. (会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は30円27銭減少しております。

(注)2. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数
547,038 株

1 株当たり当期純利益 319 円 92 銭

(注)1. (会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり当期純利益は13円4銭減少しております。

(注)2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 3,185 百万円

普通株主に帰属しない金額 一百万円

普通株式に係る当期純利益 3,185 百万円

普通株式の期中平均株式数 9,956,407 株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数
488,763 株

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。